

都道府県構想見直し業務委託 特記仕様書

1. 業務名 都道府県構想見直し業務委託（下水調査）

2. 業務の目的

汚水処理施設については、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等により、その整備がなされており、福島県の汚水処理人口普及率は、令和5年度末で87.1%であり、令和5年度の目標値91.1%と大きく乖離している。

また、東日本大震災により人口動態が不安定であることを理由に県構想の見直しを行っていなかったが、8市町村の復興計画が策定され、今後の人口を推計することが可能となった。

令和5年3月には、県構想の一部を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」である「福島県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定した。

県構想は、県内全域を対象とした効率的な汚水処理施設の整備に関する総合的なマスタープランであり、新たに策定された広域化・共同化計画及び震災後の社会情勢の変化と人口減少等を踏まえた構想に見直すために業務を委託する。

3. 仕様

本仕様書は、「都道府県構想見直し業務委託（下水調査）」（以下、「本業務委託」という。）に適用するものとする。

ただし、本仕様書に記載のない事項については、「福島県土木共通仕様書（業務委託編）」によるものとする。

4. 業務内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

(1) 汚泥処理の基本方針・計画

福島県全体の汚泥処理の現状と将来の見通しを整理するとともに、今後の汚泥処理の基本方針について検討する。

(2) 構想素案作成

市町村の整備計画をとりまとめ、構想素案を作成する。なお、とりまとめに当たっては、令和6年度の都道府県構想見直し業務委託（下水調査）にて実施した市町村の整備計画に係る調査結果（調書及び構想図）に基づくことを基本とするが、必要に応じて調査内容の精査（福島県を介した市町村との調整）を行うことに留意する。

※具体的な精査内容や対象市町村については監督員と協議により決定する。

(3) 構想作成

前記素案に基づき、関係機関との協議調整・精査を経て、福島県汚水処理施設整備構想（案）を作成する。

5. 計画協議

打合せ回数：4回

6. 中間技術審査

1回（管理技術者の立合を求める）

7. 成果品

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- ①業務報告書 2部
- ②成果品の電子データ（CD-ROM 1式） 2部

8. 使用する図書および基準

業務は下記に示す最新版図書を参考にして行う。

- ①下水道事業の手引（日本水道新聞社）
- ②下水道計画の手引（全国建設研修センター）
- ③持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
- ④流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（日本下水道協会）
- ⑤下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ⑥下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ⑦小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- ⑧下水道事業におけるコスト縮減の取り組みについて（日本下水道協会）
- ⑨下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）（日本下水道協会）
- ⑩公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（国土交通省）
- ⑪町村下水道着手マニュアル（日本下水道協会）
- ⑫バイオソリッド利活用基本計画（下水道汚泥処理総合計画）策定マニュアル（国土交通省）
- ⑬高度処理施設設計マニュアル（案）（日本下水道協会）
- ⑭下水道収支分析モデルの作成について（日本下水道協会）
- ⑮新都市計画の手続（都市計画協会）

9. 積算基地

業務における積算基地は、福島市役所として取り扱うものとし、積算基地の変更はしないものとする。

10. その他特記事項

その他、本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合については、監督員と協議のうえ決定する。

業務の成果品の著作権については、すべて福島県に帰属するものとする。